

平成30年5月14日

県立磯子高等学校長

平成30年度県立磯子高等学校不祥事ゼロプログラム

県立磯子高等学校は、事故・不祥事の発生をゼロにすることを目的として、次のとおり不祥事ゼロプログラムを定める。

1 実施責任者

県立磯子高等学校不祥事ゼロプログラムの実施責任者は校長とし、副校長、教頭及び事務長がこれを補佐する。また、事故・不祥事防止に係る担当総括教諭を始めとするグループライダー及び学年リーダーは、副校長及び教頭を補佐し、事務長を補助する。

2 目標及び行動計画

(課題1) 法令遵守意識の向上（公務外非行の防止）

(取組) 法令違反のないようにする。

(目標) 公務外非行を起こす職員をゼロにする。

(行動) 校内グループウェアシステム等により法令違反を起こさないよう注意を喚起する。交通法規の遵守及び交通事故防止について、職員の意識の向上を促進する。また、学年会、グループ会等で職員行動指針に関する周知を図る。

(課題2) 体罰、不適切な指導の防止

(取組) 反抗的・自己中心的な生徒もいるが、話をしながら理解させる指導をする。

(目標) 体罰、不適切な指導がないようにする。

(行動) 校内グループウェアシステム等により体罰、不適切な指導がないよう注意を喚起する。指導の難しい生徒に対しては一人で抱えず複数で対処するようにする。

(課題3) 個人情報等の管理、情報セキュリティ対策

(取組) 個人情報等の管理、情報セキュリティの徹底と意識の向上

(目標) 個人情報に対する意識を向上させ、流出事故を防ぐ。

(行動) 個人情報の取扱いに関する諸注意を校内グループウェアシステムに掲載すること等により注意を促し、個人情報の流失を防ぐ。対策重要度Ⅰにかかわる個人情報は暗号化システムに保存する。

(課題4) 調査書・通知表等の作成、成績処理に係る事故防止

(取組) 調査書・通知表等の作成、成績処理における事故を起こさないようにする。

(目標) 調査書・通知表等の作成、成績処理における事故防止を徹底する。

(行動) 調査書・通知表等の作成、成績処理において複数の目による点検体制を再確認し、徹底する。また、作成に当たってはある程度余裕をもった日程の作成も必要である。さらに校内グループウェアシステムに掲載すること等により注意を促す。

(課題5) わいせつ・セクハラ行為の防止

- (取組) わいせつ・セクハラ行為がないことは当然であり、また、セクハラ行為と疑われるような言動も慎む。
- (目標) わいせつ・セクハラ行為がないようにする。
- (行動) 校内グループウェアシステム等によりわいせつ・セクハラ行為を起こさないよう注意を喚起する。また、わいせつ・セクハラ行為を起こさない事は人として当然のことと自覚する。

※ 校長による職員との個別面談を実施し、職員一人ひとりの状況を把握することで、不祥事防止の徹底を図る。

3 検証及び評価

第一次検証及び評価

2に規定する行動計画について、平成30年10月下旬までに実施状況を確認し、未実施があった場合は、平成30年11月中に補完措置を講ずる。また、各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行う。

第二次検証及び評価

2に規定する行動計画について、平成31年2月初旬までに実施状況を確認し、未実施があった場合は、平成31年2月中に補完措置を講ずる。また、各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行う。

最終検証及び全体評価

2に規定する行動計画について、平成31年4月初旬に実施状況を確認すると共に、各目標達成についての自己評価を行う。

プログラムの総括

最終検証及び全体評価をふまえ、平成30年度不祥事ゼロプログラムの総括を行う。

次年度プログラムの策定

平成30年度不祥事ゼロプログラムの総括をもとに、新たな目標設定を行い、平成31年度不祥事ゼロプログラムを策定する。

4 実施結果

3の総括をふまえ、実施結果をとりまとめた上、学校ホームページに掲載する。